

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和3年12月8日（水）午前10時～午前11時34分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 梅村 均 委員 鬼頭博和
委員 水野忠三 委員 黒川 武 委員 堀 巖
委員 榎谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、税務課長 古田佳代子、同統括主査 須田
かおる、維持管理課長 田中伸行、同統括主査 寺尾健二、上下水道課長 神山
秀行、同統括主査 大徳康司

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第86号	岩倉市下水道条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第94号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
議案第95号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第96号	岩倉市道路線の変更について	全員賛成 原案可決
請願第5号	税の徴収及び滞納についての請願書	賛成少数 不採択
陳情第14号	陳情書	聞き置く

総務・産業建設常任委員会（令和3年12月8日）

◎委員長（片岡健一郎君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願1件、陳情1件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎建設部長（片岡和浩君） 改めまして、おはようございます。

本日は師走のお忙しい中、総務・産業建設常任委員会のほうを開催いただきまして、誠にありがとうございます。

12月1日より岩倉駅東西ロータリーにつきましては、路上喫煙の禁止区域ということで指定をさせていただきまして、1週間ほど経過をしております。特に大きなトラブル等の問題というのは報告をいただいておりますので、順調にスタートができたのかなというふうに思っております。引き続き周知啓発に努めていきたいというふうに考えております。

本日、委員会のほうにお願いをいたします議案4本につきましては、建設部関係の議案となります。関係の職員が出席をし、しっかりと説明させていただきますので、御審議のほうをどうぞよろしくをお願いいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、審査に入ります。

議案第86号「岩倉市下水道条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第86号「岩倉市下水道条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第86号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第94号「岩倉市道路線の認定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この土地は今造成工事が始まっているわけなんですが、十二、三軒新しいおうちも建つような予定ですが、この道路工事がいつ頃終わっていつから使用なのかということについてお聞かせいただきたいと思えます。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 計画では、来年の2月末に完成ということで聞いておりますので、その完成後に供用開始をする予定であります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 開発行為に伴って道路が築造整備されると。それが、市のほうに寄附をされるものということで、そうあるケースではないだろうなとは思いますが、この流れですよね、現在まだ造成中ですので、道路線としての認定した後、道路の引渡しまで、その間の流れというのはどうなっているのか、その説明をお願いしたいと思います。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） こちらの道路ですけれども、今現在造成中なんですけれども、認定の議決後には道路の工事の完成を迎えます。完成しましたら市のほうで完了検査を行います。行った後に路線の認定と区域決定の告示を行います。その後、寄附採納の書類の受理、所有権移転登記、県よっての開発行為の開発区域全体の完了というものを迎えまして、その後道路帰属し供用開始という形の流れになります。

◎委員（黒川 武君） もう一点だけ。

それで、道路線が最終的には引渡しという形にはなりますけれども、道路管理者として何かしなければいけないというか、あるいは費用負担とか、そういったものというのは生ずることってありますか。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 道路の寄附によってかかる費用としましては、登録免許税というのが所有権移転のときにはかかるんですけども、こちら登録免許税法のほうで地方自治体のほうには費用がかからないということになっておりますので、特段費用がかかることはこちらの寄附採納に関してはありません。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 関連で、こういった開発というか、家を建てるために道に隣接しなければならないという事情で道路を造るわけですけども、そういったケースというのはこれ以外にもたくさんあると思うんですが、こういった申出によって窓口でそれを受け付けて、審査をして、どういう場合に全て許可をするというか、前向きに進めていくという体制になっているのでしょうか。ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、ちょっと。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） こういった開発行為に関わるものに対しては新たに造られる道路というのは、開発の絡みなので、開発業者のほうからそういった申出がまずあります。

これの中身に関しましては、一応市のほうでは岩倉市の道路寄附採納基準というのと道路認定基準というのがございまして、そちらのほうに当てはまるものに関しましては、寄附を受ける受けないというのをそこで判断しております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第94号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第94号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第95号「岩倉市道路線の廃止について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 道路線の廃止については、地元の住民の了解を得ていて関係者の同意を得ているということでしたが、廃止をするということは、その後、廃止をした後、管理はどうされるのか、草取りなどは地元の方たちがやるということになるのか、引き続き市も草取りなどはやるということにはならないのか、その管理についてお伺いいたします。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） こちらの廃止する道路線につきましては、もともとの土地の所有者自体が地先の方の所有となっていて、市の土地になっていませんので、それぞれの所有者さんのほうで管理していただくという形になると思います。

◎委員（榊谷規子君） もともと草取りなどの管理は地元の方がやっていたんですか、これまでも。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 基本的に市の認定道であれば市が管理するという形にはなります。

こちらに関して、具体的に今まで草取りをしていたかどうかというところの記録はありませんけれども、認定道であれば市が管理するという形になります。

◎委員（黒川 武君） それで、廃止後の路線の私道の通路なんですよ。だから、当然その土地の所有者というのは多分共有なのか、持分案分なのかどうか分かりませんが、あると思うんですけれども、固定資産税の扱いというのはどうなりますか。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） こちらの固定資産税に関しましては、もともと所有者が個人の方ということになっていて、固定資産税というのはかかっている状態にはなっていました。ただ、こちらの路線価もついていないということと、固定資産税に関しましては南側のほうに南389号線というところがあるんですけれども、そちらからの距離によって無道路地補正という形で評価を下げているというふうに税務課からは聞いております。今後そのような形になるというふうに聞いております。

◎委員（黒川 武君） 通常、よく団地みたいな形で開発されて、それで道

路網整備をされると。それは、それぞれの住宅の方々の持分という形で登記などをされて、市のほうに寄附をされるケースがあると思うんです。つまり、私道の道路なんだけど、管理がやっぱりなかなか難しいところもあるものですから、市のほうで管理していただきたいということで、市のほうに移管されるケースというのは今までも多々あったと思うんですよね。ただ、そういう場合の条件として、道路をきちっと整備してくださいと、舗装もきちっとしてくださいよ、側溝もきちっとつけてくださいよと、そういったことをやっていた上で、いわゆる市のほうに管理移管されるわけなんです。

今回は逆のケースですよ。市が管理しているものを私道として、いわゆる廃止をするということになるんだったら、それは道路としてきちっと市のほうで整備をして、私道のほうに移替えをするものなのかどうなのか、そのところはどうなんでしょうか。

◎維持管理課長（田中伸行君）　今回みたいになかなか道路として認定していたものを廃止するというのはなかなかないケースなんですけれども、そもそも6月議会のときにも、この北側を一部廃止させていただいているんですけど、本来であればそのときに一緒に廃止をしたかった路線だったんですね。6月議会のときには全くそこは駐車場のど真ん中のところの道として形態をなしていないところが道路として認定されていたと。それも昭和55年のときに一括認定というときに認定された経緯がございました。その前、55年のときに一括認定する前のときには、そこは道路として認定されていなかったんですね。ちょっと何であそこが認定されたかという経緯までは、さすがに我々も調べ切れなくてというのが、まず実情がありました。

今回なんですけれども、民地の状態に戻すということだったんですけれども、議案質疑の中でも部長が説明させていただきましたが、たまたまなんですけれども、ガス工事がそこをやるということで、舗装に関してもきれいな状態で廃止をするということになっておりますので、今回のケースでしかありませんけれども、きれいな形で皆さんのほうの土地にお返ししているという状況です。

◎委員長（片岡健一郎君）　ほかに質疑はございませんか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君）　ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君）　御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第95号「岩倉市道路線の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第95号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第96号「岩倉市道路線の変更について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 説明の中で、水路の暗渠化によってということだったんですが、暗渠化されたのはかなり前ではないかと思うんですが、なぜこの時期に変更という形にしてきたのか説明をお願いしたいと思います。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 御指摘のとおり、暗渠化されたのは、恐らくですけども、南部区画整理のときに今回変更する水路の部分までが含まれていまして、このときに暗渠化されたという形であると思いますが、こちらのほうが用悪水路という形の地目になっていまして、そのときに恐らくちょっと水路扱いという形になったため残ってきたという形で考えられます。

ただ、今回発覚したというのは、たまたま地先、隣接地で境界の立会いがありまして、境界立会いするときには道路の立会いということが多いんですが、こちらの部分に関しては道路ではなく水路だったので、水路の立会いという形で二重の立会いをするような形になってしまいましたので、現在道路形状を十分なしているということと通行にも全く支障がないということで、改めて道路として変更して認定するという形を取るという形にしました。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、討論を終結し、採決に移ります。

議案第96号「岩倉市道路線の変更について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第96号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第5号「税の徴収及び滞納についての請願書」を議題とします。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 税の徴収についてということで、今現在、岩倉市の徴収の状況というか、そういったことについてお聞かせいただきたいと思えます。

滞納の徴収です。すみません。

◎税務課長（古田佳代子君） 差押えの状況ということで、令和2年度の決算値で御報告します。

差押さえの実績は106件、797万7,778円です。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みまして、よりいつも以上に慎重に判断をしております。令和元年度よりも156件、金額にして3,000万円ほど減少しております。以上です。

◎委員（黒川 武君） ちょっと正直申し上げて、この請願の意味がよく分からない。だから、紹介議員にちょっとお尋ねするんですけど、この請願書を出された意図というのはどこにあるのか、この団体のほうは岩倉市議会に何を求めているのかということと、仮にこの請願書が採択された場合、意

見書なり要望書なりをどこへ提出するのか、その明記もまるっきりないということですので、そういうことから考えると、この趣旨とか請願項目というのは、岩倉市の執行機関に対してこういうことを物を言いたいのか、こういう問題があるという指摘をしたいのか、何を改善を求めているのかということが全くこの請願からは読み取れませんので、そのところは紹介議員のほうで説明をお願いしたい。

◎委員（梶谷規子君） 愛知自治体キャラバン実行委員会という愛知県の全自治体に対して社会保障を中心に要望を請願という形で出しているものなんですが、総務と厚生と分けて、この税の徴収滞納のというところと分けてこの請願を出したわけなんですが、趣旨のほうに書かれているように、滞納世帯がある場合に非常に差押えの形だとかそういったことが全国で大きな問題として裁判にもなっているというような状況であって、やはり岩倉市議会でもかつて視察したような野洲市などでは、滞納していただいてようこそというような条例もつくって、やはり市民に寄り添った形の税を納めてもらうという形にしてきているということで、岩倉市が異常な差押えをしているとか、そういったところの指摘というよりも、市民に寄り添った形で税の滞納の場合の市民の生活状況をしっかり把握しながら、そこに寄り添って収めてもらうというような、大変なところは分納、相談の中で分納しているという状況も岩倉市では努力してもらっているということはもちろん承知しておりますが、そういう対応を改めてお願いしたいという状況であります。

だから、市に対して税の徴収滞納問題の対応を市民の生活実態、実情をよくつかんで丁寧な相談をしながらお願いしたいという請願になっている請願書であります。

◎委員（黒川 武君） 全く分からない、正直申し上げて。

先ほども税務課長が鬼頭委員の質疑に対してお答えしたように、9月に令和2年度の決算の議会は認定したわけなんです。成果報告書の中にも丁寧に書いてあるんですよね。例えて言うと、モバイル収納ですか、あれについてもやっぱり利用が進んでいるとか、あるいは納税の機会の拡大及び利便性を図る一貫として、先ほど申し上げたモバイル収納とか、あるいは随分前からコンビニエンスストアでの収納とかというのが増えているわけなの。それで、令和2年度の現年分にしても滞繰分にしても、率は向上してはいるんですよ。

それで、成果報告書の中の記述もありますように、去年は特にコロナ禍と、それでなかなか思うように働けない。そういう中であって、差押え件数についても前年より、令和元年度よりはやっぱりもっと減少した形で恐らくやら

ざるを得ない部類、いわゆる時効を停止するためにやらざるを得ない部類にとどめたのではないかなというふうに私は推量するんですが、納税相談においても成果報告書ではこう書いてあるんですよ。納税者の置かれた状況に配慮し、親切丁寧な対応を行いました。多少自画自賛の部類もあるかもしれないんですが、僕は本当に丁寧に対応されてみえると思うんですよ。そういう実態を我々は分かっているもんだから決算の認定をしたわけなんですよ。そのとき特段、議員のほうからこういった問題があるんじゃないか、そういったことの指摘があったとは僕は思いません。

私は財務常任委員長としてそういうことについてはしっかり聞かせていただいたんですが、特段、岩倉市の税の徴収、滞納整理において、その実務において、今指摘せざるを得ないような問題は起きてはいない。そういうことで決算の認定はされたものだったというふうに私は判断をいたしているところですので、それでもなおかつキャラバン隊、県下一律でやるもんだから出される事情を分からんわけでもないですよ。本当にここで採択をしてほしければ、この場に見えて意見陳述をすべきなんですよ。

鳥取の児童手当の例とか、差押え禁止財産と分かるものの差押えが広がっていますとかですね、生活困窮者で所得税対応した市民に対する口座の給付差押えを違法とする大阪高裁判決が確定しています。そういう全国レベルの問題は問題でいいんですよ。しかし、岩倉市議会に対して出される請願はそぐわないものではないかなと私は思うんです。言ってみれば、請願というよりもむしろ陳情のほうに類するものではないだろうかなとは思いますが、もう既に請願として取り扱うということで委員会に付託されておりますので、この委員会で一定結論を出さなきゃいかん事態になっているのは、ちょっと何とももどかしいところではありますけれど、というところで、それでまた紹介議員にお聞きします。

それでもなおかつこの請願項目について、この委員会で採択して執行機関のほうにこれを送付したいということでございますか。

◎委員（梶谷規子君） 請願という形で提出しておりますので、この全国的なこういった流れなども岩倉市が今そういうふうに預金を差し押さえてしまっているとか、そういう指摘ではありませんが、そういう全国の例があるということで、こういう対応してくださいという請願項目なので、改めて市議会の中で認識していく、その方向だということで、採択の方向でお願いできないでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑は。

◎委員（水野忠三君） 請願項目、下のほうの一番下から4行目後半から下

から3行目にかけてですけれども、広島高裁判決を踏まえの後は、差押え禁止財産の差押えは行わないでくださいというのは、差押えしてはいけないものは差し押さえないでくださいということで、何か同義反復のようにも聞こえるんですけれども、当然禁止されているものであれば差押えは行わないのは当然でございます、この請願の項目の意味が、まず紹介議員に御説明いただきたい。差押え禁止財産は差押え禁止だとしか言っていないように読めるんですが、ちょっと解説をお願いします。

◎委員（梶谷規子君） 預金の中で入ってきた場合、預金のいろんな差し押さえてはいけないような内容の一つ一つの吟味がないままに、残高があるということで滞納整理をしたというような場合、そういったことはきちんとどういった収入で残高がなっているのかということとをきちんと市民の生活実態をしっかりと見ながらやってほしいという要望も込めて入っているというふうに理解しております。

◎委員（水野忠三君） 岩倉市においてそのような実態はないというふうに紹介議員の方もおっしゃられております。

それで、全国的にということ、本当にそういうことがあるのかどうかというのは、ちょっといささか疑問です。それは、広島高裁判決というのがその確定判決として判例として確立したものであるのかどうか、もし仮にこういう判決が当然確定して、それで判例として確立したものであれば、国において当然通達なりそういうものが出されて、こういうことには留意するようにというふうに当然国や県から来るのではないかとというふうに思いますし、実際に例えば差押えしてはいけないのに差し押さえ、それが問題になったというケースが、本当に広島高裁判決の後に広がっているのかどうかというのは、どのように認識されていますでしょうか。

◎委員（梶谷規子君） 一時期、やはり様々な自治体で、預金残高があれば、そこで滞納があった場合、すぐ滞納整理にしてしまうというような、滞納整理機構というのが全国につくられて、割とそこが強力で滞納整理をしたという時期が全国で幾つか事例があったということは情報の中で入っているところでは。

◎委員（水野忠三君） 一時期などとはお伺いをしておりません。あくまでも広島高裁判決2013年11月27日の判決が出された以後で現在に至るまで、そのような広がっている状況があるのか。ましてや近年では、先ほど執行機関もお答えになったように、コロナ禍で非常に差押えについては慎重になられていると、そういう現状がある中で、広がっている、明確に差押え禁止財産と分かるものの差押えが広がっていると、趣旨にそう書いてありますけれ

ども、そのような実態が本当に2013年11月27日以降にあるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。かつて一時期ということを知っているわけではありません。

◎委員（榊谷規子君） 申し訳ありませんが、具体的な数字は今持ち合わせていません。

◎委員（水野忠三君） そうすると、主張されているといいますか、請願書の趣旨については、必ずしも紹介議員は保証の限りではないということでしょうか。

◎委員（榊谷規子君） 保証の限りでないというふうに言い切られるのは非常に遺憾ではありますが、方向として本当に預金残高が、こういった手当だとかそういったものまでとか、翌月の、明日の生活まで脅かすような滞納分の処理をされるとか、そういったことが本当にならないようにという思いで紹介議員になったわけではありますが。

◎委員（水野忠三君） 思いのほうは理解するところでございます。しかし、現在既になされているということ、それから請願項目で地方税法第15条が効いて、いわゆる納税緩和措置について書かれております。これも当然法律に従って行政は行われているものというふうに思います。そして、分納とか減免とかそういう親身に寄り添った対応というのは、先ほど黒川議員のほうからも御紹介いただいたように、既に岩倉市においてはなされているということで、そしてその趣旨については広島高裁判決の後で実際にそのようなものが、要するに明確に差押え禁止財産と分かるものの差押えが本当に広がっているのか、特にコロナ禍の下でほかの自治体においても差押えとか、そういうことについてはかなり慎重に判断されているのではないかなというふうに私は思うわけです。

そして、先ほど岩倉市においては、執行機関のほうも差押えにはかなり慎重な判断をされているということですので、この趣旨が成立するかどうかということは、もう一度確認をしたいと思います。

◎委員（榊谷規子君） 趣旨が成立しているのか。

◎委員（水野忠三君） 主張として成り立っているのかどうかということですか。

◎委員（榊谷規子君） 主張としては成り立っていると思っています。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梅村 均君） 念のため伺いますけれども、現状こうした差押え禁止財産を差し押さえなければいけないようなケースが出てきちゃって、差し押さえたというような事実というのはあるんでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） そうした事実はありません。

預貯金調査の際に、口座の履歴を確認して、元が何であるかだとか調査もしておりますので、そういったことはありません。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ほかに発言ございませんでしょうか。

◎消防長（岡本康弘君） 現在の差押え禁止財産の差押えに関してでございますけれども、私が税務課に在職しております折にこういった問題が全国的に問題になったのは確かでございます。といいますのは、預金として入ってきたものを狙い撃ちするような形での差押えが行われたということで問題になったという記憶でございます。正式にいつに通知があったかということまでは記憶はございませんが、これにつきまして国のほうから、こういった差押えについては厳に控えるようにというような通知をいただきまして、その後の対応につきまして、税務当局としまして徹底を図って以降、行われていないというふうに思っております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いします。

◎委員（堀 巖君） 今までの質疑を聞いていて、私は、さっき黒川委員がモバイル収納だとかコンビニ収納が増えているということを上げられました。これは、市民の利便性を図るための施策として有効だということで、この生活困窮者や滞納している人の対応とはちょっと僕は質が違う話だなというふうに聞いていました。

やはりこの岩倉市が強引な差押えをしているということは私も全然考えていませんし、請願の内容が即岩倉市に適用されるというふうではないと思

ますけれども、あえて言うならば、念押しのような請願だということで、このキャラバンの方々が全国に出されているものだと思います。

さっき水野委員からは、広島高裁の後にそういった実態が広がっているのか広がっていないのかという議論がありましたけど、それはあまり関係ない話で、裁判というのはいろんなケース・バイ・ケースで、実際、鳥取県のどこかの自治体が違法なことをやってしまったというのは、その時点では担当者も差押え禁止財産であるという認識がなくて差し押さえたはずなんです。それが市民、住民から訴訟が起こされて、最終的には禁止財産に当たるよねという判決がなされたということなんで、キャラバンのほうにはいろんな市民や住民の方からいろんな情報が入ってくると思うんですね。それが表面化するものもあるだろうし、しないものもあるだろうということで、やっぱり身近な住民の方の声がこういういろんな差し押さえられると困ったとか、いろんなことが情報として集まった中で、全国にこういうことが起こらないようにしてほしいという請願の趣旨だというふうに私は理解していますので、これが岩倉市に即該当しないからといって、そういう議論ではないというふうに私は思って賛同したいというふうに思います。

◎委員長（片岡健一郎君） 今、堀委員の発言があったんですけれども、そういった趣旨、今、岩倉市は特に先ほどからの答弁のように気をつけてやっているとは思いますが、念押しという意味合いがあるのかということとを一度、榊谷委員、確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員（榊谷規子君） 念押しというのがまだぴんとこないけれども、税の徴収・滞納問題の対応についての姿勢としてお願いしますということで、岩倉がこうだからそれを変えなくちゃいけないという請願ではないということは、先ほどからの議論の中で言われていると思いますが、県下全ての自治体にとということで、同じような請願を出して、やっぱり愛知県下の自治体は本当にどの愛知県下の市町村もこういった全国的な大きな問題があった中で、本当に市民に寄り添った滞納整理、一人一人が収めやすいような生活実態に寄り添った対応をしてほしいという、だから念押しと言われたのか。というふうに、そういった中で採択の方向でお願いしたいなというふうに思っています。

◎委員長（片岡健一郎君） より気をつけて慎重に今後も引き続きという、そういった思いなのかなというふうに今感じましたが、ほかに討議は。

◎委員（水野忠三君） やはり請願というものについては必要性和許容性というのがあると思います。これはしていいか悪いかという次元の話だけではなくて、やはり必要かどうか、現にもう既になされている、しっかり確立も

されている、国からも通知が来ている、そしてそういうことを留意して日々業務に当たられている。そういった中で、その必要が、つまりこの請願書を採択する必要があるか。愛知県下でというお話がありましたけれども、あくまでもどこに提出されるのかというのを考えた場合に、岩倉市において必要性があるかどうか。愛知県下とか全国とか、そういうレベルとはまた別の次元だと思えます。

そして、さらに別の次元だと思えますが、愛知県下あるいは全国というレベルでも私は必要性に乏しいのではないかと、もう国から通知が来ていますし、現にそういう争いは、その疑義があれば裁判で、当然、差し押さえた側が敗訴することになるわけですから、実際にそういう疑義があるようなものについては司法的な救済が図られるということで、寄り添って日々業務に当たるという趣旨は、思いは分かりますけれども、この趣旨の、しかしというところで広がっているという実態がない以上、この趣旨については、私はちょっと違うというふうに理解せざるを得ないと思えます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに発言はございませんでしょうか。

◎副委員長（梅村 均君） いろいろ採決をどうするかというところで非常に悩むことになってしまっていて、今後の姿勢だとか、今後もとということで採択するという考えもあるんですけど、しかし実際に取り組まれていることですので、わざわざ議会で採択して市長へ送る必要もないんじゃないかというふうにも考えられるんですね。そうすると、不採択というふうになってくるんですけど、どちらでも理由によっては取れちゃうもので、本当に悩むところであるんですが、議会としては時間が限られた中で議論をしていきますので、やはり今、問題がないものであれば、できるだけ提出するのは控えたほうがいいのではないかなという気もするんですね。多分、今後続けてくださいとかそういう姿勢のことで、今やっているけど、今後もととなると多分いろんなものも出てきてしまうことが考えられますので、そういったものは陳情のほうでとどめてもらうですとか、そういうことはちょっと今後考えていかなきゃいけないのではないかと思います。

それで、今回は付託をされてしまっていますので、4つの選択肢から何か決めなければいけないんですけど、取り下げるといえることがなければ決めていかなきゃいけないということですので、実際市でやっていることは少し今後も控えるということを理解いただいたところで、今回は採択ということで、今後も続けてほしいということ尊重する方向なのかなとも思います。

何かやっぱり採択しがたいという意見があれば、またそれはそれで考えたいと思えますけど、どうでしょうか、この採択について。

◎委員（鬼頭博和君） 私もこの請願書を見たときに、本当にこの必要があるのかなというふうに疑問は思ったんですけども、今、榊谷さんが生活困窮者とかそういった方々に寄り添ったということで今言われていますので、実際には行われていることなのでなかなか難しいことではあると思うんですけど、何かいい方法があればというふうに今思っているんですが、結論がちょっと私の中でも出せないんですけども、陳情だったら本当にいいかなと思ったんですけども、ちょっと今悩んでいるところです。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに御発言。

◎委員（水野忠三君） 繰り返しになりますけれども、趣旨の中の第2段落で、明確に差押え財産と分かるものの差押えが広がっていますの下りは、事実誤認ではないかというふうに考えます。紹介議員の思いについては非常に理解するところ、賛同するところでもございますが、まず趣旨に事実誤認が含まれているのではないかという疑念が払拭されないこと。それから、先ほど項目の中でも既に行われていることで、そういう請願をしていいかどうか許容性の問題は別論ですけども、先ほど言ったように必要性のほうで、本当に必要なのかということについては疑問があるということは再度申し上げたいと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに御発言は。

◎委員（黒川 武君） 先ほどの質疑の中で私の意見も述べさせていただいたところですけども、念押しとかそういうことって、その方の意見はそれでいいですよ。何も請願の中の趣旨にそんなこと一言も書いていないわけです。それを勝手に解釈して念押しだからとか、そういうことではないんです、請願の審査というのは。やっぱりここに書かれてあるものについて我々はきちっと向き合って、分からないことは聞く、自分の意見も述べていく、それでもって最後結論を導き出さなきゃいけないだろうと思うんですよ。

だから、私はとても残念に思うのは、岩倉市の税の徴収及び滞納整理については、もう決算のときでも分からないことは聞いているわけなんですよ。その上で今行われていること、税務課の職員の皆さんとか、あるいは国保税とかいろいろ担当の方というのは本当に努力して対応されてみえるもんだと思っているんです。だから、やはりこの請願書に載っているような実態にはない、適正かつ妥当に執行されていると、そんなふうに私は受け止めているわけなんですよ。

だから、念押しで出すとか、そういう類のものではないですので、私は少なくとも本請願で述べられているような実態にはない、そぐわない請願書ではないだろうかなというふうには感じているところであります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（堀 巖君） さっき水野委員が事実誤認だというふうに言われましたけど、それはキャラバンで、紹介議員ではなくて、請願を出している団体というのはここに書かれているキャラバンの実行委員会が団体です。その方に対して失礼だと思います。

やはりさっき言ったように、表面化する案件、しない案件、情報が入って来ること、それを踏まえてここに全国的には、岩倉市はないけれども、そういうふうに広がっていますというふうに自信を持って書かれているわけです。それを私は信じます、この書かれていることについて。広がっているのは、多分コロナで慎重になっているというのは事実ですけれども、広がっていったから広がっているというふうに記述されたというふうに思います。事実誤認だとは考えていません。なので、念押しで請願なんか出すもんじゃないというふうに言われますけど、やはりいろんなことが、状況というのは刻々と変化するわけです。そういうコロナが終わり、鎮静化し、今コロナですけれども、どんどん変化していく中で、やはりこういったことって大事だよねという思いで、このキャラバンの方たちがまとめてつくった請願。請願はやっぱり権利なので、それについて議会が、もちろん各議員が賛同するしないというのは全然自由なわけで、議論すればいいと思います。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（水野忠三君） 事実誤認かどうかという疑念が自分の中で払拭できないというふうに申し上げたので、事実誤認であるというふうに断定したわけではございません。

そしてその上で、2013年の広島高裁判決では云々とあって、しかしというふうになっているので、当然その文脈としては2013年の広島高裁判決の後の話を指しているということが文脈上明確だと思います。2013年の広島高裁判決以降に本当にそういうことが広がっているのかなということは、やはり事実誤認と断定できるかどうか別ですけれども、まだ本当にそうなのかという疑念は感じております。

その上で、やはり岩倉市の市議会で採択する以上、当然岩倉市本市においてどういう現状にあるのかということ踏まえた上で、本市にとって全く必要のないものであれば念押しというのは蛇足ではないかというふうに思います。

◎委員（黒川 武君） だから、最初に紹介議員にお聞きしたように、これが国宛てに出すもんだというんだったら、全国的に広がっていますでもいいんですよ。本来的にはここの場に来ていただいて、我々が疑問に思うことに

ついて、やっぱり直接請願者の方々にお聞きしたいんですよね。どんな事例があるんですかってね。それで、やっぱり我々も同じような認識を持ちたいと思うんだけど、残念ながらお見えになっていない。紹介議員さんにそこまで聞くのは僕も酷だなと思いつつも、紹介した責任があるもんだからあえて聞いているわけなんですよ。ところが具体的なお答えがないもんだから、疑念があるというふうにつながってしまうんですよね。だってこれ、総理大臣とか総務大臣とか財務大臣とか、そういうところにも意見書として出す文だったら、それはそれで理解できないわけでもありませんけれども、これを市長のほうへ出すというのは、何と申し上げるんでしょうかね、私は失礼なような気がいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに討議すべき事項はございませんでしょうか。

◎副委員長（梅村 均君） いろんな考え方や意見が出ましたので、採決を採るしかないかなと思いますけど、この請願を送る必要があるのかなのか、そういったところでの賛否が分かれるのかというふうに思いますし、そういったところの判断で採決を採っていくしかないかなと思いますし、またそれ以外のもちろん考え方があれば述べていただいて判断をしていくしかないのかなと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、委員間討議を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

◎副委員長（梅村 均君） 請願第5号「税の徴収及び滞納についての請願書」について、反対の立場で討論を行います。

趣旨ですとか請願項目に記載されていることはそのとおりでと思うわけがあります。ただ実際、今岩倉市ではこうした差押え禁止財産を差し押さえているという事実ですとか考え方はございませんので、あえて委員会として採択をして、市長へ送ることは必要はないと考えますので、この請願については反対いたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（梶谷規子君） 反対討論の中で、岩倉市ではそういう実態がないということでありましたが、やはり滞納されている市民の方への職員としての対応、徴収の姿勢、そういったものを改めて市民に寄り添って対応してほしい

いという思いの込められた請願だというふうに思っておりますので、採択してほしいと思ひまして、この請願については賛成といたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

請願第5号「税の徴収及び滞納についての請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手少数であります。

採決の結果、請願第5号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第14号「陳情書」を議題とします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

◎副委員長（梅村 均君） 毎年出されているものでありますけれども、コロナ禍の関係の困り事なんかも書かれているところでございます。

取扱いにつきましては、今日のところは聞きおくということで、まずは個々に調査・研究をして、必要に応じて状況確認などをしながら、この陳情書に書いてある内容を対応できればなど考えます。今日のところは聞きおくということでよいのではないかと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに御意見ございませんか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、聞きおくとして、各委員において熟読していただくようお願いをいたします。

以上で当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

ここで協議会を開催する間、休憩したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 異議なしと認めます。よって、休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議長へ継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎委員（堀 巖君） 内容はいいんですけど、ちょっとこれは事務局に言うことかもしれませんが、1項目しかないのに別紙のとおりで括弧して書く必要はないわけで、審査事項の中に食品ロス削減についてと入れて、資源の有効活用というか、そういうふうに配慮していただきたいというふうに思います。

◎委員長（片岡健一郎君） では、本会議のときはそういった形に事務局、よろしく願いいたします。

〔「審査事項のところに書けばいい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） そういうことですね。

別紙のとおりのとこに、食品の削減についてというふうに明記できればというふうに思います。

それでは、以上ですね。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。